

兵高教組 調査情報
 2016年10月20日 13号

兵庫県高等学校教職員組合調査部
 TEL : 078-341-6745
 FAX : 078-351-3185
 URL : http://www.hyogo-kokyoso.com
 mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

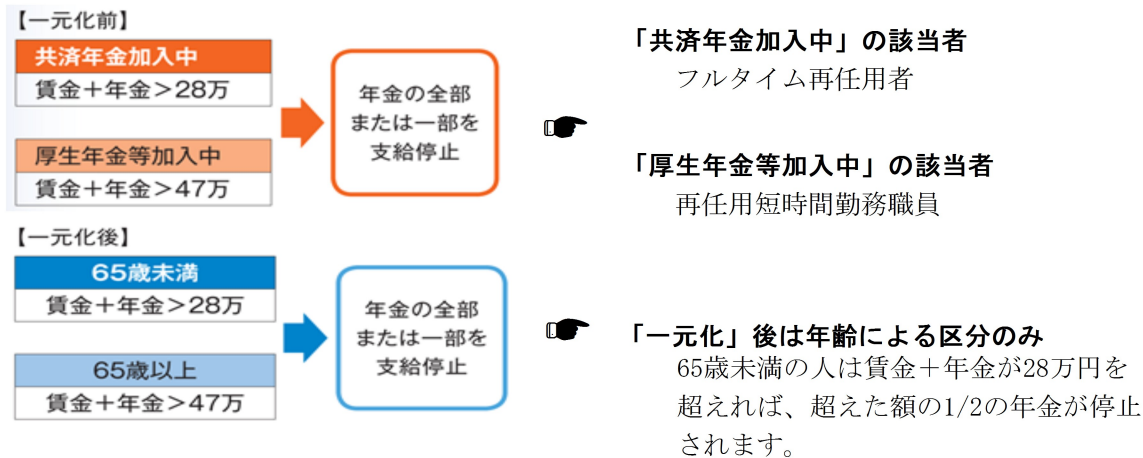
すでに年金を受給されている方、これから受給される方へ 年金一元化による「在職停止」の変更問題で要求書提出

昨年10月、被用者年金制度が一元化されたことにより、共済年金は厚生年金に一元化されました。これにより、在職停止（年金受給者が在職して賃金を受け取る場合、年金の全部又は一部が支給停止されること）の算出方法が変更され、厚生年金の制度に統一されました。

その結果、再任用短時間勤務職員の年金停止額が増大するケースが生じています。また、昨年10月以降、新たに年金を受給されている再任用短時間勤務職員の方は、これまでの受給者が受けていた年金支給額と比べて年間40～50万円、年金が「削減」されることとなります。このような問題を受けて、高教組は、県教委と公立学校共済組合に対して、周知と緩和措置を求める要求書を提出しました。

ポイント1

年金制度はどう変わったのでしょうか



- ※1 図中の「賃金」とは、「当月の標準報酬減月額」と「過去1年間（定年前も含む）の一時金額の1/12」を合計した額 給料月額+諸手当（通勤手当も含む）
- ※2 図中の「年金」とは、年金額から職域年金額を引いた厚生年金等額 月額12万円程度

ポイント2

どれくらい年金は「削減」されるのでしょうか

ポイント1で見てきたように、昨年10月から再任用短時間職員の方は、これまで47万円であった支給停止基準額が28万円に引き下げられたので、「賃金」と「年金額」の合計が、28万円を超えると超えた額の1/2の年金額が「削減」されます。以下、具体例で見てみます。

週3日勤務、神戸市在勤の再任用短時間教諭（通勤手当15000円、現給保障なし）の場合
 給料月額（調整額） 170,414円 地域手当 14,911円 義務教育特別手当 2,280円
 通勤手当 15,000円 計 202,605円→標準報酬月額200,000円
 一時金（概算）400,000円→月額換算すると400,000/12=約33,000円

「賃金」=200,000円+33,000円=233,000円
 「年金額」=120,000円
 「賃金」+「年金」=233,000円+120,000円=353,000円
 「年金削減額」=（353,000円-280,000円）×1/2=36,500円

このように、支給停止基準額が47万円であれば、全く「削減」されなかった厚生年金が、28万円に引き下げられたことにより、月額4万円近い「削減」となるのです。

年額にして40～50万、このような大幅な「削減」を伴う制度変更を、国が一方的に行ったことには怒りを禁じ得ません。

ポイント3

大幅「削減」に対する激減緩和措置はないのでしょうか

昨年度に厚生年金の受給権があった人にかぎっては、「配慮措置」という激減緩和措置があります。しかし、対象となるのは次の条件に該当する人のみです。

- ・昨年10月前から厚生年金等の受給権を有している
- ・昨年10月からも引き続き厚生年金保険等の被保険者である

この対象者については、支給停止基準額を35万円とするなどの「配慮措置」が退職するまで行われるため、上記の具体例で考えても「削減」は大きく緩和されます。しかし、以下の人は対象とはならず、年額40～50万円の年金「削減」をそのまま受けることとなります。

**昨年度フルタイムで勤務していた人…昨年度が共済加入で厚生年金の受給権がなかったため
 昨年度短時間であっても、今年度から勤務場所を変更した人…適用事業所（職場）が変わるため
 「引き続き」と見なされない**

しっかりと周知がなされていなかったため、「配慮措置」の対象から外れ、大きな損失を被っている人がいます。さらに、昨年10月以降新たに厚生年金を受給する人は「配慮措置」の対象とはならないのです。

高教組は、この制度変更が高齢者の生活設計を大きく狂わせることとなるものだと、①「配慮措置」をすべての再任用短時間勤務者を対象とすること、②制度変更の内容を丁寧に周知すること、などを県教委や公立学校共済組合兵庫支部に申し入れました。また、10月から厚生年金の対象が週20時間以上になるなど、年金制度は大きく変わってきています。今後も年金問題について、調査情報でお知らせしていきます。